入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和元年10月25日

東広島市長 髙垣 廣德

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称 東広島市立川上小学校仮設校舎賃貸借

(2) 物品·委託役務管理番号 18310072

(3) 物品委託役務内容 川上小学校に仮設校舎を設置し、4年間の賃貸借を行うもの

(5) 納入・履行(就業)場所 東広島市八本松飯田五丁目8番47号(川上小学校敷地内)

(6) 予定価格非公表(7) 最低制限価格なし

(8) 入札方式 一般競争入札

(9) 入札区分 紙入札

(10) 使用する契約約款 なし (契約条項とする)

 (11) 契約種別
 総価契約

 (12) 収入印紙
 不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日~平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>仮設校舎
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
Ď	技術者	問わないものとする。
工	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札 公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

日程等

	手 続 き 等	期間・期日等	場所・留意事項
	<u>, パロ こ .</u> 公告日	令和元年10月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課(契約担当課)で閲覧
			に供する。
_	// 12 * ** 7 < 0 D **	A4	閲覧場所は「6問い合わせ先(契約担当課)」に記載のとおり。 東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。
1		令和元年10月25日~	東広島市ホームペーンに掲載及び笑利担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
.1.	等閲覧期間	令和元年11月15日	22 1 3 1 13/11 1 711
「ワ	同等品確認期間		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得(平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」とい
	(物品の買入れ		15歳 平天が入れた時 (平成21 平米公島市日本第63 号。以下「八れた時」とい 15。) 別記様式第2号 (第4条関係)) により発注担当課へ持参またはファックス
	及び借入れに限		すること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡するこ
	る)		と。
			なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格
-	同等品確認回答		確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
- 1	同等品雜認回合 閲覧期間		
	阅見期间 質問書提出期間	<u> </u>	質問書は、本市所定の様式(東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得
4	負问者促出期间		(平成21年東広島市告示第83号)別記様式第1号(第4条関係))により発注
		令和元年11月1日 (左前 a 味 s a 、 左	担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注
		(午前8時30分~午後5時15分)	担当課へ事前に電話連絡すること。
			教育委員会学校教育部 教育総務課(発注担当課)
			東広島市西条栄町8番29号(本庁北館3階) 電話番号 082-420-0974 /ファックス番号 082-423-7551
			質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。
			質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
力	回答書閲覧期間	令和元年11月7日~	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
		令和元年11月15日	
キ	入札期間	令和元年11月13日~	入札場所 (和約4月)
		令和元年11月14日	東広島市総務部契約課(契約担当課) 東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)
		(午前8時30分~午後5時15分)	入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。
			初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本
			市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作
			成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 特別の東内により郵便により入れまな提出した。 かってきは、東京自主物日間
			特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調 達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるも
			のであること。 のであること。
ク	開札日時	令和元年11月15日	開札場所
		午前 9 時 50 分	入札室(東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階)
			開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、関扎口の翌日以降に再産の1割(1回日)な実施される。のよれ、再産の1割(1回日)な実施される。
			開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できる
			ものとする。
			再度の入札 (1回目) を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した
			者に対してファックスにより通知を行う。
			再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったと きは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。
			再度の入札は、2回目まで行う。
	l		<u> 17/25/2006/201166/17/0</u>

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料(以下「資格要件確認資料」という。)の提出を求めない。

(1) 提出書類

	書類の区分	提出書類 (〇印)	備考					
ア	入札参加資格確認申請書							
イ	入札参加資格要件総括表							
ウ	誓約書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。					
エ			依人は、米広島川が一ムペーシがのググジュートできる。					
オ								
カ	履行実績証明書(物品・委託役務)							
キ	法令等による登録等を確認するための資料							
ク	その他							

- (2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
- (3) 提出期限
- (4) 提出先 (5) その他 「6 問い合わせ先(契約担当課)」のとおり。

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。 資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

問い合わせ先(契約担当課)

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)

電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077

東広島市立川上小学校仮設校舎賃貸借 仕様書

1 目的 本賃貸借は、川上小学校の児童数増に伴う普通教室の不足に対応するため、仮設 教室を設置することで、安全で良好な教育環境を確保することを目的とするものであ る。

賃貸人は、「3 設置場所」の土地に、「10 賃貸借物件」のとおり、物件(以下「賃貸借物件」という。)を設置及び納入のうえ賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

賃借人は、賃貸借物件を川上小学校の普通教室の用途に使用するものとする。

- 2 概要 ① 仮設校舎の設置
 - ② 既設校舎 (既存の仮設校舎を含む) から仮設校舎までの渡り廊下の設置
 - ③ 各法令に基づく諸官庁への各種申請手続き
 - ④ 仮設校舎及び仮設校舎内の各部屋・箇所へ設置する備品の賃貸借
 - ⑤ 賃貸借物件の解体・撤去
- 3 設置場所 東広島市八本松飯田五丁目8番47号 (川上小学校敷地内 参考:別紙 配置図) (設置対象物件は、本仕様書2①②)

- 6 賃貸借期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで(48か月)
- 7 解体・撤去期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで(2か月)
- 8 支払方法 第1回目の賃借料は、賃借人の検査に合格後、賃借人に請求するものとし、第 2回目以降は前月分までの賃借料を翌月から請求するものとする。 ただし、支出割合は「別紙1 賃借料支出割合表」のとおりとする。

9 その他

- (1) 賃貸人は、建築基準法及び消防法等に基づく申請書類の作成や手続き等を行うこと。直近の計画通知等の資料は、発注担当課から貸与する。なお、書類の作成や手続きに必要な手数料は賃貸 人が負担するものとする。
- (2)賃貸人は、地盤調査及び現況調査を契約締結後速やかに行い、賃借人に提出・報告した上で設計等に取りかかること。調査に係る費用は賃貸人が負担するものとする。

地耐力は50kN/㎡を見込むが、詳細については施行前に調査を行い、地耐力を確認の上、必要に応じて地盤改良等を行うこと。なお、地盤改良や大幅な基礎の形状変更等を行う場合、その費用については別途協議するものとする。

- (3) 仮設校舎(設備を含む。)の構造・仕様は、法令に適合するものとするため、入札価格の積算にあたり、詳細な現地調査を実施すること。なお、現地調査の日時は、事前に発注担当課に連絡し、現地との調整のうえ、決定するものとする。
- (4) 仮設校舎はメーカー仕様によるが、本仕様書に基づき賃貸人が設計を行い、必要に応じて製作・加工し、賃借人の承認を得て施工すること。
- (5) 関係法令順守のため、既設校舎の改造が必要となる部分がある場合は、その内容について賃借

人と協議の上、賃貸人が改修するものとする。なお、改修にかかる費用は賃借人の負担とする。 また、仮設校舎底地に既設の埋設配管があった場合は、賃貸人が補強、経路変更等必要な措置 を取ることとし、費用は別途協議するものとする。

- (6) 賃貸借物件の設置にかかる光熱水費は、賃貸人の負担とする。
- (7) 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸借物件に対し、受取人を賃貸人とする店舗総合保険に加入する こと。なお、費用は賃借料に含む。
- (8) 賃貸人は、賃貸借期間において賃貸借建物の正常な機能を保持するため年1回の定期保守点検 を実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速 やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。なお、 これらに係る費用は賃借料に含む。
- (9) 建築および備品・設備設置に係る廃棄物に関しての費用はすべて賃借料に含む。
- (10) 建築士法に基づく重要事項説明を行い、賃貸借物件の引渡し時に建築士法の規定による工事監理報告書を提出すること。
- (11) 品質確保の為、建物躯体については鉄骨Rグレード以上の工場にて製作したものとする。
- (12) 落札決定後、速やかに敷地測量を行うこと。尚、測量にかかる費用については賃借料に含むものとする。
- (13) 仮設校舎の解体撤去後は、良質土で敷き均し、グラウンドとして原形復旧するものとする。
- 10 賃貸借物件 ※仕様については、下表及び「別紙 参考図」と同等以上とする。

(1) 建物概要

項目	内容
主体構造	軽量鉄骨造 2階建て
建物寸法	建築面積:約 122 ㎡ 延床面積:約 243 ㎡(1F:9.0m×13.5m、2F:9.0m×13.5m) 室内天井高さ:2.7m以上
設計条件	以下の値による構造計算を満足する仕様とすること。 ・地耐力/50KN/㎡ 長期(仮定値) ・垂直積雪量/30cm ・床荷重/通常 2300N/㎡
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎

	項目	内 容
	床	デッキプレート (1 階及び 2 階): EZ50 t=1.6 床パ 初:床板) 構造用合板 t=12 根太) 40*30@300 下地:ラワン合板 t=4 長尺塩ビシート t=2
内	壁	内壁:軽鉄下地 断熱材 グラスウール t=50 (24K 品) 室内仕上:石膏ボード t=12.5 ビニルクロス貼り 間仕切 :石膏ボード t=12.5+9.5 ビニルクロス貼り ソフト巾木 H60 程度
部仕上げ	天井	軽鉄下地 断熱材:グラスウール t=50 (24K 品) (※断熱材は小屋裏のみとする) 化粧石膏ボード t=9.5
	内部階段	鋼製階段(有効幅:1400、蹴上げ:160、踏面:260) 手摺:鋼製(H=1,100以上) 段裏:目隠し鉄板又はラワン合板張り ただし、内部階段の踏面は、コンパネ+長尺塩ビシート程度とし、生徒が昇り 降りしても響かない仕様とすること。また、段鼻は、滑りとめを取り付ける こと。
	カーテン	普通教室(1)及び(2)の外壁部窓及び出入口 防炎素材のものとする。
	外壁	サンドイッチパネル t=40 (内側・外側: カラーガルバリウム鋼板 t=0.27 内部: ウレタ ンフォーム) ※原則、新品とし、中古品(良質なものに限る)を使用する場合は事前に発注担当課の承認を得ること。
外部	屋根	二重折板:ガルバリウム鋼板 t=0.6 H=90程度 断熱材:グラスウール t=100 (24K品) 内蔵 裏面:ウレタンペフ t=4貼り (室内側のみ)
仕上げ	雨樋	軒樋:塩ビ製(折板用 120 型)竪樋:(カラーVU75φ)、竪樋保護管:VP90φ (GLより 1.8mまで) 既設雨水経路に接続
	塗装	錆止塗装: JIS K 5674 (工場2回塗) 鉄部見掛塗装: FE (工場塗装のうえ、現地にてタッチアップ補修)
	建具	内部・外部建具:アルミ製 学校用強化ガラス t=4 2階の窓には落下防止手摺を取り付けること。
そ	渡り廊下	床はコンクリートとし、既存校舎(仮設含む)と極力雨に濡れないように接続するものとする。
他	防球ネット	グラウンド側(YO 通)に防球ネット設置(防球ネットは 2 階外壁面から 1m 以上離すこと)

(2) 建築一般

項目	内 容
第三者委託	仮設校舎の設置工事施工に際して、工事の一部を第三者に直接委任し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	工事は月曜日から土曜日で行い、原則日曜日は休工とする。 作業時間は9:00~17:00とする。
危険防止柵	建築中は安全管理・防音対策のため、周囲に囲いを設置すること (地上部 H=1,000mm 以上)。 設置範囲は、賃借人との協議による。 必要に応じて誘導員を設置するなど、利用者の安全に配慮すること。
撤去物	設置予定地にある土間コンクリート等については、仮設校舎の建築上支障となれば、事前に協議したうえで撤去、再設置等を行うこと。
仮設用水・電力	隣接する既設校舎の設備より引き込むことにより使用すること。
仮設便所	設置工事期間中は、既設校舎の便所は原則使用できないため、仮設便所を設置すること。
採光	法令の基準によるものとし、必要に応じて窓を設けること。
室内環境衛生検査	引渡しまでに次の事項について検査を行うこと。 ・対象化学物質(6物質):ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・検査箇所:1階普通教室(1) 2階普通教室(2)の2ヶ所 ・検査方法:文部科学省「学校環境衛生の基準」に基づく検査方法とする。
発生材の処理	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に適合する処理 とする。 産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

(3) 電気・機械設備

※ 電気設備(照明用スイッチ、コンセント類等)、機械設備の機器等の設置位置の決定は、賃借 人との協議による。

	項目	内 容
	電力供給	動力の引き込みは、既存校舎より行うこととし、必要に応じて電力会社と調整・手続き等を行うこと。
	照明	部屋、トイレ、廊下の各所に必要数設置すること。 照明器具は、原則LEDとする。 照度については、JIS 基準及び設計基準に準拠するものとするが、 概ねの設計照度は次のとおりとする。 ・普通教室:500 1x以上
電気	コンセント	普通教室に2口コンセント4箇所を設置すること。
備	弱電設備	普通教室に校内電話を1台設置し、職員室から外線が転送可能な 仕様とすること。 既存校舎から普通教室までLAN配線を行うこと。引込経路につ いては、事前に協議する。 テレビアンテナは不要。
	放送設備	既存校舎と仮設校舎を接続し、連動するものとする。
	消防設備	消防法に適合する設備を設置すること。なお、感知器については 必要数設置し、既存火災報知機に接続すること。
	空調設備	各部屋に対し、冷暖房効率に配慮した、必要馬力数の冷暖房空調機を適宜設置すること。 天吊または壁掛とする。
	換気扇	法令に適合したものとする。
機械	雨水排水	既存の雨水排水路へ放流することができる。
設備	給水関係設備	給水の引き込みは既存校舎への給水管より引き込みすることができる。 冬季の凍結に配慮した仕様とすること。 必要に応じて水道局と調整・手続き等を行うこと。
	汚水排水	便所・洗面台からの排水は既設の設備に放流することができる。 現地を確認の上、適切な位置に汚水中継槽を設置すること。

(4) 備品

各部屋・箇所に対し、以下のものを設置すること。

設置場所	品 名	内 容	数 量
	黒板	W3600*H1200 各教室 1 台	2 台
	時間割黒板	W1500*H1200 各教室 1 台	2 台
	掲示板	W3600*H1200 各教室 1 台	2 台
普通教室(1)~(2)	生徒用ロッカー	15 人用 各教室 3 台	6台
	掃除用具収納ロッカー	各教室1台	2台
	壁掛け時計	各教室1台	2 台
	荷物掛けフック	各教室 40 個	80 個
室名表示	室名札	普通教室 2、男子便所 1、女子便所 1	4 箇所
トイレ	掃除用具収納ロッカー	各トイレ1台	2台
廊下	傘立て	50 人用	2 台

11 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市教育委員会学校教育部教育総務課施設安全係

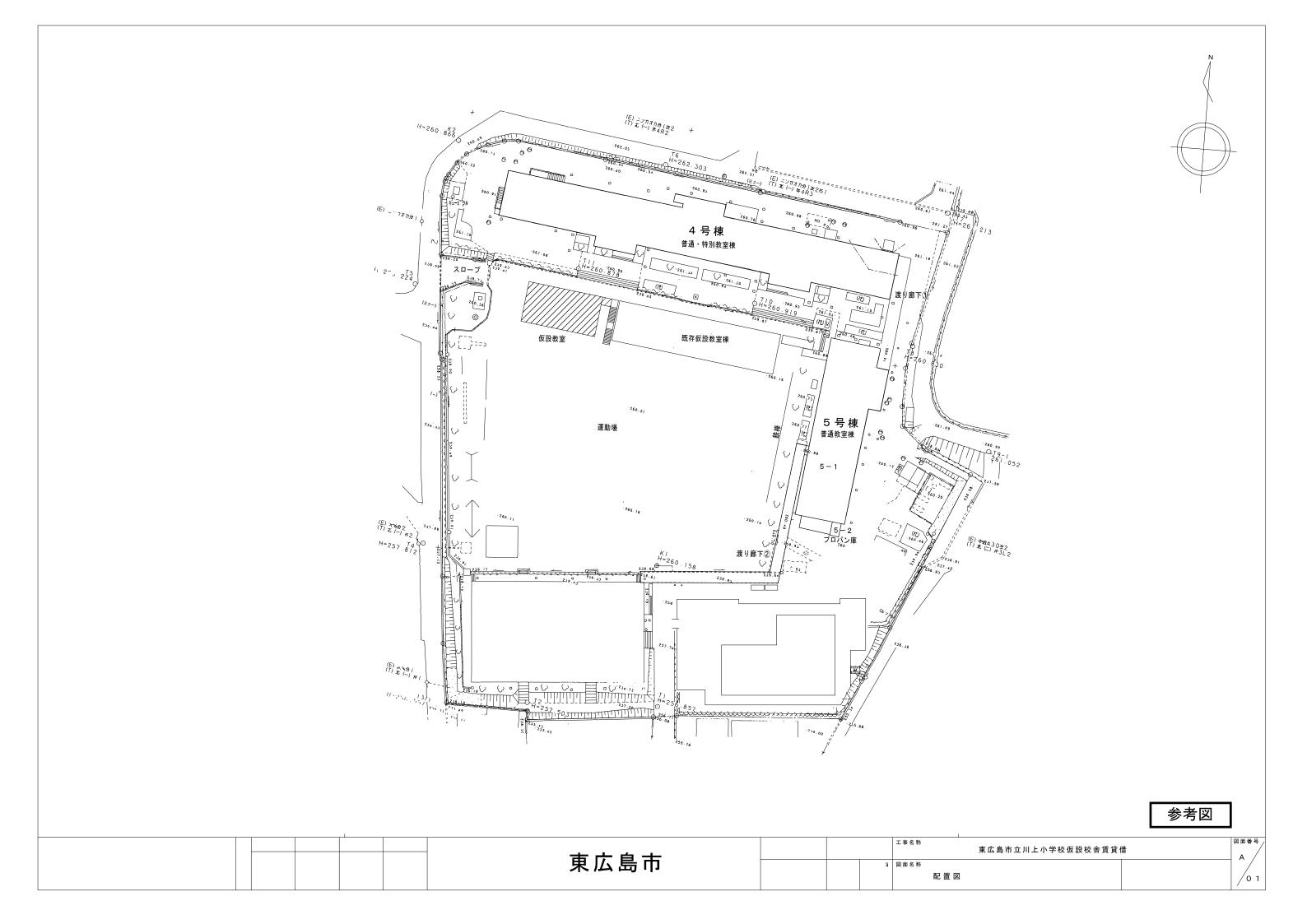
電 話(082)420-0974(直通)

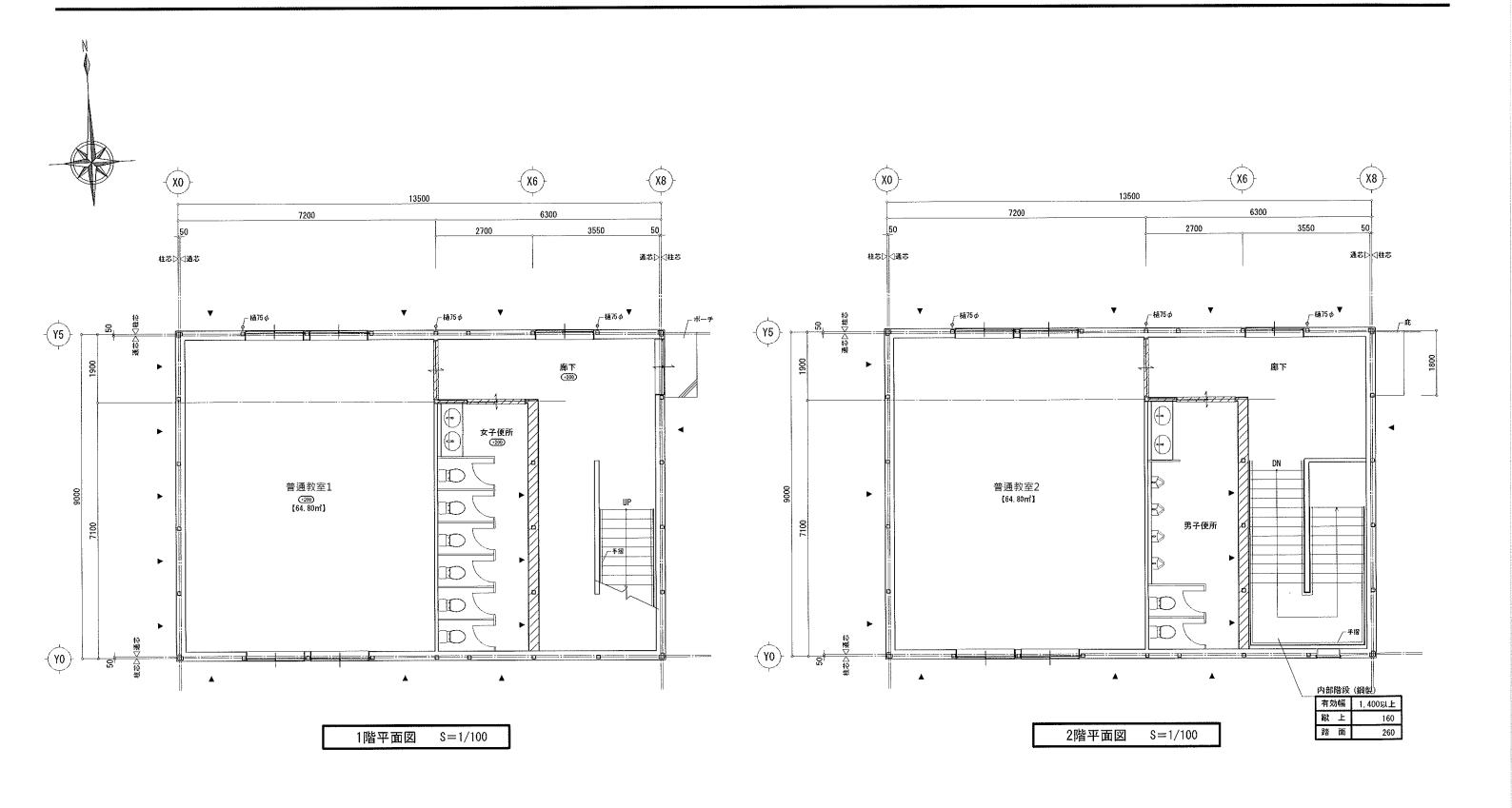
ファックス (082) 423-7551

	支払	4区分	支出割合	金額
第1回	令和元年度	初回支払分	54.0%	※円
第2回	令和2年度	第1期/4月~7月分	2.7%	※円
第3回	"	第2期/8月~11月分	<i>II</i>	※円
第4回	"	第3期/12月~3月分	JI .	※円
第5回	令和3年度	第1期/4月~7月分	JI .	※円
第6回	"	第2期/8月~11月分	JI .	※円
第7回	"	第3期/12月~3月分	JI .	※円
第8回	令和4年度	第1期/4月~7月分	JI	※円
第9回	"	第2期/8月~11月分	JI .	※円
第10回	"	第3期/12月~3月分	JI .	※円
第11回	令和5年度	第1期/4月~7月分	JI .	※円
第12回	"	第2期/8月~11月分	<i>II</i>	※円
第13回	"	第3期/12月~3月分	<i>II</i>	※円
第14回	令和6年度	最終支払分	13.6%	※円

[※]消費税に係る課税業者にあっては、各支払区分あたりの支払金額は、入札金額に各支出割合を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に 100 分の 110 を乗じた額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、最終支払分で調整する。

[※]消費税に係る免税業者にあっては、各支払区分あたりの支払金額は、契約金額に各支出割合を乗じた額とする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、最終支払分で調整する。)





														参考図
年月日	担当		東広阜市				工事名称 東広島市立川上小学校仮設校舎賃貸借			受 領 印				
.000000			水 四面中							図面名称 平面図	図面名称 平面図			
											作成	依頼番号	図面番号	
_		• •	• •	果仏	・・	果	果以島巾 :: ::	果以島巾 				・・	・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

